

保 税 蔵 置 場 許 可 期 間 の 更 新 公 告

関税法第42条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年 3 月 6 日

函 館 税 関 長            鶴 卷 嘉 一

1. 被許可者の住所及び名称

北海道室蘭市海岸町1丁目98番地1

室蘭開発株式会社  
(法人番号：7430001057114)

2. 保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署：室蘭税関支署）

室蘭開発 西3号埠頭倉庫 保税蔵置場

室蘭市築地町無番地

3. 更新した期間

自 平成31年 4 月 1 日

至 平成37年 3 月 3 1 日